

福生市議会だより

No. 1 1 1

発行 福生市議会
平成 8 年 1 月 25 日
〒197 福生市本町 5 番地
☎0425(51)1511(代表)

平成7年
第4回定例会



出初式(福生第七小学校にて) 平成8年1月7日

平成七年第四回定例会
が、十二月六日から二十
一日までの十六日間の会
期で行われました。

本会議の経過

長の選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例、平成七年度福生市一般会計補正予算（第三号）など、議案、陳情四件を各委員会に付託いたしました。

また、「福生市の一般職員の平成七年十二月期期末手当の支給割合を定める条例」の一件を可決されました。

第四日目（二十一日）は、各委員会に審査を付託してい

た十議案の審査報告が行われ、いずれも可決・同意されました。この中で、「平成七年度福生市一般会計補正（第三号）」については、可決したい旨の委員長報告に対し賛成・反対の討論が行われ、起立採決の結果、報告のとおり可決しました。さらに当日、追加提出された意見書一件を可決し、陳情一件を所管の委員会に付託して今定例会を終了しました。

米空軍部隊等の横田基地への
移駐反対を要請

一定の評価をいたしております
ところであります、しかし
し多様化する市民のニーズ

福生市の行政面積の三分の一も占める米空軍横田基地は我が国の政治・経済の中心地となつてゐる大都市東京の首都圏域内に存在するという、全国の防衛施設にもその類をみない大変特異な場所に位置していることはご承知のとおりであります。

過去におけるいわゆる関東集約計画の実施によつて多くの周辺施設が返還される中でこの横田基地のみがこの計画によつて基地機能が拡充、強化されました。その後、フィリピンのクラーク基地から五つの部隊や戦術空輸部隊が移駐してきたことや、空母艦載機の昼夜

たしました痛ましい少女暴事件に端を発し、県内における米軍施設の縮小、移駐の絵画もあるやにマスコミ等で報道されておる状況であります。そのこと自体には異を唱えものではありませんが、過におけるこうした米軍部隊移駐は、ひとり横田基地周辺住民の犠牲を強いるばかりであり、周辺住民感情を考えといかなる部隊であろうと、これ以上横田基地の機能の充、強化につながる移駐は到底容認することはできません。この横田基地の存在は、が市の行政推進上非常に大きな阻害要因となつており、該地に起因するさまざまな障壁に対し、国における民生安

機能が拡充、強化されるとのないよう、福生市議会として強く要請する次第であります。

平成七年十二月二十七日 福生市議会議長 須釜亮次

横田基地対策特別委員長 野口秀世

提出先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛庁長官

防衛施設庁長官

東京防衛施設局長

横田防衛施設事務所長

在日米国大使

在日米軍兼第5空軍司令官

大臣
官
廳長官
施設局長
施設事務所長
大使
兼第5空軍司

市営住宅建設工事請負契約
など十一議案を可決・同意

米空軍部隊等の横田基地への
移駐反対を要請

主な内容	
可決された議案、討論	2面
一般質問	3~5面
委員会の審査・活動、陳情	6面

定例会の日程									
21 日	19 日	14 日	13 日	12 日	8 日	7 日	6 日	12 月	29 日
員会審査報告等	別委員会	議案の審議、委	横田基地対策特	建設委員会	議案審議	一般質問	会期の決定	議会運営委員会	11月
議会運営委員会	厚生委員会	総務委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	一般質問	一般質問	議会運営委員会	議会運営委員会

据え置かれている。見直しについての考えは。

③ 原爆被爆者に見舞金を支給する考えは。

雑木林の保全に萌芽更新を

質問 福生市には関係者の努力により加美上水緑地、玉川上水緑地という大きな雑木林を確保することができた。



▲市内には武藏野の面影を残す大きな緑地が点在する一みずくらんど公園にて

最近までは自然には手をつけないのが最善の保護と言われたが、木が大きくなり過ぎて花木や草花が消滅していくと伐採によって林の再生を図る萌芽更新が必要ではないか

と思うがどうか。

市長 福生市所有の緑地等は老齢化しており、伐採すると強いものだけが萌芽し弱いものは枯れるという心配があり、市民感情等のことも考慮して、今後は間引きにより日光が当たるようにして緑を保全していくことが最良ではないかと考えている。

づき、今後、積極的に取り組んでまいりたい。② 平成7年度にあらたに精神薄弱者四度を支給対象としているが、手当についても財政面を考慮する中で検討してまいりたい。

③ 戰後五十周年という節目の年であり、実施の方向で検討してまいりたい。

(仮称)フレンドシップ広場公園建設と違法駐車対策はどうか

質問 インボートフエアやロッタ、フリークコンサート、マーケットとして利用されてきた旧フレンドシップパークは市の購入により都

市公園として建設が進んでいるが、以前から周

一部住民から使用勝手の問題が出され、十一月、二回にわたり「説明会並びに意見聴取会」を開いた。幾つかの貴重な意見を参考に再

考査した結果、公園のレイアウト等

数点にわたり修正

し、了解をいただ

いた。完成後は特

別の使用に際し周辺住民への迷惑がかかるよう十分

注意し、占用許可をしていきたい。

○町会会館に対する考え方について

○平成八年度予算について

○新年度予算の編成方針について

○学校給食について

○中学校給食のその後の経過について

○町会会館の増改築、備品等補助金を増額する考えはないのか

○都立宇宙科学館のその後の経過について

○都立宇宙科学館のその後等補助金を増額する考えはないのか

○福祉施策の充実について

○高齢者住宅家賃の補助制度について

○心身障害者への補助金について

○原爆被爆者への援護について

○横田基地の増強には断固反対すべきと思うがどうか

○「公的介護保険」制度について

○フレンドシップ広場公園建設について

○フレンドシップ広場公園建設について

○横田基地の増強には断固反対すべきと思うがどうか

○「公的介護保険」制度について



日本福生市的朋友

▲歓迎された市民訪中団

市民訪中団

質問 ① 昨年から始まつた

市長を団長に商工会、町会長、各市民団体役員、正副議長の二十名で結成されたが、交流先決定の手続きと、団結成までの準備経過、

市民訪中団 団員の選び方は

質問 ② 一回は市長を団長に商工会、町会長、各市民団体役員、正副議長の二十名で結成されたが、交

流先決定の手続

きと、団結成までの準備経過、

い。また団長と

もである。一回目は将来ど

家具転倒防止対策と 救急笛の配布を

質問 ① 市は中学生、高校生は西多摩広域行政圏で英語圏に派遣しているので、成人を対象に交流事業を実施してはという要望の中、アジア地域へ派遣となつた。都に相談し北京市大興県の情報が得られ、議会にも諮り決定した

分野での交流を強く要望した

。② 二回目は大興県は経

界平和の貢献につながるもの

と思う。

③ 二回目は将来ど

もである。一回目は将来ど

い。また団長と

ものである。一回目は将来ど

い。また団長と

三常任委員会の審査から

今定例会では、常任委員会に十議案と陳情四件が付託され、また継続となつてはいた陳情十件を合せ、十一月十一日、十二月十四日の三日間建設・厚生・総務の順で委員会が開催されました。

ここでは、各委員会に付託された議案の審査概要を取り上げました。

建設委員会

当委員会は、十二月十二日（火）午前十時から開かれ、委員会に付託されたのは条例の一部改正、平成七年度の一般会計補正予算と下水道事業会計補正予算、市道路線の認定、陳情一件でした。

◎福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

委員の質問に対し、市が管理する道路にはP.H.S（パソコンハンディーホンシステム）用の変圧塔はついていないが、今後NTTが設置したら重複して徴収したい。国からは使用料をしばらくは半額にせよとの指導もあり、あまり増収は期待できないとの説明がありました。

◎平成七年度福生市一般会計補正予算（第三号）

都で設置した騒音測定器はいつから機能するのか、目的は何か、家屋移転等の場合補償料はどうなっているのかとの委員からの質問に対して、都で設置した騒音測定器は十

月から稼働している。

機械は昭島市と瑞穂町には設置

されており、今年度は武藏村山市と当市に設置され、飛行訓練のデータを取るものであ

る。補償料の支払いは、契約

時に八割、残りは移転後に支

払っているとの説明がありま

した。

この外、下水道事業会計補

正予算は、下水道使用条例第

二条第二項の規定を適用した

場合の差額についての質問が

あり、市道路線の認定は、現

地を十分観察して審査しま

た。

陳情二件は継続として委員会を閉会しました。

当委員会は、十二月十二日（火）午前十時から開かれ、委員会に付託されたのは条例の一部改正、平成七年度の一般会計補正予算と下水道事業会計補正予算、市道路線の認定、陳情一件でした。

◎福生市道路占用料徴収

条例の一部を改正する条例

委員の質問に対し、市が

管理する道路にはP.H.S（パソコンハンディーホンシステム）用の変圧塔はついていないが、今後NTTが設置したら重複して徴収したい。国からは使用料をしばらくは半額にせよとの指導もあり、あまり増収は期待できないとの説明がありました。

◎平成七年度福生市一般会計補正予算（第三号）

都で設置した騒音測定器はいつから機能するのか、目的は何か、家屋移転等の場合補償料はどうなっているのかとの委員からの質問に対して、都で設置した騒音測定器は十

月から稼働している。

機械は昭島市と瑞穂町には設置

されており、今年度は武藏村山市と当市に設置され、飛行訓練のデータを取るものであ

る。補償料の支払いは、契約

時に八割、残りは移転後に支

払っているとの説明がありま

した。

この外、下水道事業会計補

正予算は、下水道使用条例第

二条第二項の規定を適用した

場合の差額についての質問が

あり、市道路線の認定は、現

地を十分観察して審査しま

た。

陳情二件は継続として委員会を閉会しました。

当委員会は、十二月十二日（火）午前十時から開かれ、委員会に付託されたのは条例の一部改正、平成七年度の一般会計補正予算と下水道事業会計補正予算、市道路線の認定、陳情一件でした。

◎福生市道路占用料徴収

条例の一部を改正する条例

委員の質問に対し、市が

管理する道路にはP.H.S（パソコンハンディーホンシステム）用の変圧塔はついていないが、今後NTTが設置したら重複して徴収したい。国からは使用料をしばらくは半額にせよとの指導もあり、あまり増収は期待できないとの説明がありました。

◎平成七年度福生市一般会計補正予算（第三号）

都で設置した騒音測定器はいつから機能するのか、目的は何か、家屋移転等の場合補償料はどうなっているのかとの委員からの質問に対して、都で設置した騒音測定器は十

月から稼働している。

機械は昭島市と瑞穂町には設置

されており、今年度は武藏村山市と当市に設置され、飛行訓練のデータを取るものであ

る。補償料の支払いは、契約

時に八割、残りは移転後に支

払っているとの説明がありま

した。

この外、下水道事業会計補

正予算は、下水道使用条例第

二条第二項の規定を適用した

場合の差額についての質問が

あり、市道路線の認定は、現

地を十分観察して審査しま

た。

陳情二件は継続として委員会を閉会しました。

当委員会は、十二月十二日（火）午前十時から開かれ、委員会に付託されたのは条例の一部改正、平成七年度の一般会計補正予算と下水道事業会計補正予算、市道路線の認定、陳情一件でした。

◎福生市道路占用料徴収

条例の一部を改正する条例

委員の質問に対し、市が

管理する道路にはP.H.S（パソコンハンディーホンシステム）用の変圧塔はついていないが、今後NTTが設置したら重複して徴収したい。国からは使用料をしばらくは半額にせよとの指導もあり、あまり増収は期待できないとの説明がありました。

◎平成七年度福生市一般会計補正予算（第三号）

都で設置した騒音測定器はいつから機能するのか、目的は何か、家屋移転等の場合補償料はどうなっているのかとの委員からの質問に対して、都で設置した騒音測定器は十

月から稼働している。

機械は昭島市と瑞穂町には設置

されており、今年度は武藏村山市と当市に設置され、飛行訓練のデータを取るものであ

る。補償料の支払いは、契約

時に八割、残りは移転後に支

払っているとの説明がありま

した。

この外、下水道事業会計補

正予算は、下水道使用条例第

二条第二項の規定を適用した

場合の差額についての質問が

あり、市道路線の認定は、現

地を十分観察して審査しま

た。

陳情二件は継続として委員会を閉会しました。

当委員会は、十二月十二日（火）午前十時から開かれ、委員会に付託されたのは条例の一部改正、平成七年度の一般会計補正予算と下水道事業会計補正予算、市道路線の認定、陳情一件でした。

◎福生市道路占用料徴収

条例の一部を改正する条例

委員の質問に対し、市が

管理する道路にはP.H.S（パソコンハンディーホンシステム）用の変圧塔はついていないが、今後NTTが設置したら重複して徴収したい。国からは使用料をしばらくは半額にせよとの指導もあり、あまり増収は期待できないとの説明がありました。

◎平成七年度福生市一般会計補正予算（第三号）

都で設置した騒音測定器はいつから機能するのか、目的は何か、家屋移転等の場合補償料はどうなっているのかとの委員からの質問に対して、都で設置した騒音測定器は十

月から稼働している。

機械は昭島市と瑞穂町には設置

されており、今年度は武藏村山市と当市に設置され、飛行訓練のデータを取るものであ

る。補償料の支払いは、契約

時に八割、残りは移転後に支

払っているとの説明がありま

した。

この外、下水道事業会計補

正予算は、下水道使用条例第

二条第二項の規定を適用した

場合の差額についての質問が

あり、市道路線の認定は、現

地を十分観察して審査しま

た。

陳情二件は継続として委員会を閉会しました。

当委員会は、十二月十二日（火）午前十時から開かれ、委員会に付託されたのは条例の一部改正、平成七年度の一般会計補正予算と下水道事業会計補正予算、市道路線の認定、陳情一件でした。

◎福生市道路占用料徴収

条例の一部を改正する条例

委員の質問に対し、市が

管理する道路にはP.H.S（パソコンハンディーホンシステム）用の変圧塔はついていないが、今後NTTが設置したら重複して徴収したい。国からは使用料をしばらくは半額にせよとの指導もあり、あまり増収は期待できないとの説明がありました。

◎平成七年度福生市一般会計補正予算（第三号）

都で設置した騒音測定器はいつから機能するのか、目的は何か、家屋移転等の場合補償料はどうなっているのかとの委員からの質問に対して、都で設置した騒音測定器は十

月から稼働している。

機械は昭島市と瑞穂町には設置

されており、今年度は武藏村山市と当市に設置され、飛行訓練のデータを取るものであ

る。補償料の支払いは、契約

時に八割、残りは移転後に支

払っているとの説明がありま

した。

この外、下水道事業会計補

正予算は、下水道使用条例第

二条第二項の規定を適用した

場合の差額についての質問が

あり、市道路線の認定は、現

地を十分観察して審査しま

た。

陳情二件は継続として委員会を閉会しました。

当委員会は、十二月十二日（火）午前十時から開かれ、委員会に付託されたのは条例の一部改正、平成七年度の一般会計補正予算と下水道事業会計補正予算、市道路線の認定、陳情一件でした。

◎福生市道路占用料徴収

条例の一部を改正する条例

委員の質問に対し、市が

管理する道路にはP.H.S（パソコンハンディーホンシステム）用の変圧塔はついていないが、今後NTTが設置したら重複して徴収したい。国からは使用料をしばらくは半額にせよとの指導もあり、あまり増収は期待できないとの説明がありました。

◎平成七年度福生市一般会計補正予算（第三号）

都で設置した騒音測定器はいつから機能するのか、目的は何か、家屋移転等の場合補償料はどうなっているのかとの委員からの質問に対して、都で設置した騒音測定器は十

月から稼働している。

機械は昭島市と瑞穂町には設置

されており、今年度は武藏村山市と当市に設置され、飛行訓練のデータを取るものであ

る。補償料の支払いは、契約

時に八割、残りは移転後に支

払っているとの説明がありま

した。